主 文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人らの負担とする。

理 由

抗告代理人岡部勇二の抗告理由について。

第一審及び原審は、要するに、抗告人らの本件申立は申立の利益がないとして、却下或は棄却の裁判をしたものであって、裁判そのものを拒否したものではなく、憲法三二条に違反したものとはいえないこと、当裁判所の判例(昭和二七年(オ)第一一五〇号同二八年一二月二三日大法廷判決・民集七巻一三号一五六一頁)の趣旨に徴して明らかであるから、憲法三二条違反の所論主張は理由がない。その余の論旨は、違憲をいう部分もあるが、実質はいずれも単なる法令違背の主張に帰着し、民訴四一九条の二所定の場合に当らないと認められるから、特別抗告適法の理由とならない。

よって、本件抗告は、すべてその理由を採用し得ないから、これを棄却し、抗告 費用は抗告人らの負担とすべきものとし、主文のとおり決定する。

昭和三九年六月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	石	坂	修	_
裁判官	横	田	正	俊
裁判官	柏	原	語	六
裁判官	田	中	=	郎